

朝鮮事變下に於ける米國の勞使關係

——特に鐵鋼罷業を中心として——

松 井 七 郎

一九五〇年六月二十五日、突如として勃發した朝鮮動亂は、全くといつてよいほど戰爭準備のなかつた米國經濟に大きな衝撃を與えた。動亂の直接的影響は何よりも物價の急激な上昇で、國連の決定に依る米國軍隊の朝鮮派遣が開始され、軍需品に對する需要が激増するに及んで一層の拍車をかけることとなつた。

かかる非常事態に對處するため、トルーマン大統領は七月十九日議會へ特別敎書を送り、軍備の増強費として百億弗を要求すると共に國防充實のため大統領の統制權を大幅に擴大することを要求した。かくて八月初め物價、賃金及び物資の配給に關する廣汎なる統制權を大統領に附與する決議案が議會を通過した。

勞働陣營に於てもAFL、CIO、炭坑勞働組合、國際機械工組合等の諸組合が國防政策への協力を積極的に示し、國家安全保障資源委員會(National Security Resource Board)の委員長サイミントン氏は、同委員會に米國社會の各階層を代表する委員を以つて構成する諮問委員會を設置して、舉國一致國防の萬全を期する態勢を

整えたが、この中には組合を代表する二名の委員が加えられた。

舉國一致このような國防態勢を餘儀なくされた米國の、軍需産業並びに平和産業に對する需要増加は益々物價の上昇を來たし、これに伴う賃上要求の急激な増加をみるとなり、經濟界は惡性インフレ的脅威に曝された。そこで議會は九月八日國防生産法を制定し、大統領に信用、生産、物資の分配に關する廣汎な統制權を與え、大統領は物價、賃金の統制、消費財の配給を行う權限を持つこととなり本格的な準戰時體制を確立した。この國防生産法に認められた權限に基いて大統領は經濟安定本部 (Economic Stabilization Administration) を設け、その下に物價安定局 (Office of Price Stabilization) 及び賃金安定委員會 (Wage Stabilization Board) を設けて賃金及び物價の調整を計ることとなつた。

以上の如き物價統制機關が十分に機能を發揮する以前、既に勞働統計局の消費者物價指數は、六月から七月の一カ月間に一・四%の上昇を示し、そのため賃上闘争が各産業に於て勃發した。八月には鐵道乗務員組合及び鐵道車掌組合の全國的罷業を防止するため、大統領は全國の鐵道を接收し、陸軍省をしてこれを管理せしめるといふ非常手段に訴えた。

このように國防生産計畫が急速に具體化されるに従つて勞働市場の受ける影響は益々重大となつた。第二次大戰には、その勃發當時約八百萬人の失業者が存在していたため、軍需工場に於ける勞働需要の増大を充分に満たすことを得たのであるが、朝鮮事變勃發當時に於ける失業者数は僅かに二百五十萬足らずであつて、國防生産計畫が本格的に開始されれば、勞働力供給の絶對量の不足は必然で各地域間及び各産業間に於ける勞働力の調整は重要な問題となるため、九月政府は勞働省内に國防人力局を設置して、國防計畫に對する勞働力供給の問題を處

理せしめることとした。

十一月中共軍が介入するに及んで事變は益々擴大の一途を辿り、十二月大統領は一七八億五千萬弗に上る巨額の追加国防豫算を議會に要求した。その結果物價は急激に上昇し、インフレ的傾向は愈々濃化するに至つた。このために勤勞階級の生活は非常な壓迫を蒙るに至つたので、組合陣營はかかる國家非常時態に對處する意見を統一する目的を以つて、A F L、C I O、國際機械工組合、鐵道従業員組合等、勞働者階級を代表する十四名の委員から成る合同勞働政策委員會 (United Labor Policy Committee) を組織した。この委員會が組織されたのは十二月で、その後勞働力、生産、賃金、物價等に關する重要な國家政策を始めとし、國家の公職に對する組合代表の選出等に對しても重要な役割を演じた。

かかる物價の急激なる上昇に對應して、他方では賃金の引上鬭争が各種産業に發展していつた。しかし、一九五一年一月二十六日、物價安定局がインフレ防止の目的を以つて、一般最高價格統制令を公布し、大多數の商品並びに役務に對する最高價格を設定していたため、賃金安定委員會はこの物價統制に步調を合せる必要上賃金の引上げを禁止した。とはいえこの物價、賃金の統制令には例外的緩和規定が設けられていた。即ち炭價の引上げを一定限度まで承認したこと、州及び地方自治團體の公務員の俸給に關し、統制令發令前既に交渉が成立していた賃金引上げ、又は勤續年間及び勤務成績により慣習的に賃金の調整を行うための賃上げ等は、例外としてこれを認めたこと等がそれである。

他方組合は、合同勞働政策委員會を通じて、朝鮮事變の犠牲は國民各階層が公平に分擔すべきであるにもかかわらず、政府の統制政策は勞働者階級にのみ不當なる犠牲を強制するものであると、政府の政策を痛裂に攻撃し

た。即ち勞働省勞働統計局發表の消費者物價指數が大戦前一九三五年—九年の平均を一〇〇として、朝鮮事變勃發當時の一九五〇年六月十五日は一七〇・二であつたものが、一九五一年二月十五日には一八三・八と急激なる上昇を示しているが、これは國防生産法の下に於ては幾多の商品が統制の枠外に置かれてゐるからであつて、かくの如く物價統制を嚴格に行わずして賃金統制のみを強制するのは不當であるといふのである。

そこで賃金安全委員會は第二次大戦當時の所謂「小鐵鋼方式」に習ひ賃金の引上げを一九五〇年一月十五日現在を基準とし一割を最高限度として抑える方式を決定した。この統制方式は主として賃金引上げの遅れてゐた勞働者に引上げの機會を與えることを目的としたものであつた。年金、厚生基金、健康保險等基準外賃金の支拂ひに關しては、この統制令發令以前に決定されたものは一割の枠外として取扱うが、將來決定されるこの種福祉關係費は、一割枠内に計算されると規定された。しかし、生計費に賃金をスライドさせる所謂エスカレーター條項(Escalator Clause)や、勞働の生産性上昇に伴う賃金の定期的上昇を規定する、所謂改善要素條項(Improvement Factor Clause)等を枠外として取扱うか否かに關する規定はなかつた。賃金安定委員會の組合代表委員はかかる不當な賃金統制令に不満を表明するため總辭職を敢行した。

經濟安定長官ジョンストン氏は二月廿七日賃金安定委員會の統制令に署名したが、それには養老年金、厚生基金、健康保險等の福祉關係費は、將來決定されるものも一割の枠外に考慮されるべきこと、及び一月廿五日以前既に實施されてゐたエスカレーター條項や改善要素條項は、六月卅日迄一割の枠外として許容されるべきことを希望條件として附加した。もしジョンストン長官の希望條件が實現されたならば、統制方式に弾力性を持たせることが出來たであろうが、賃金安定委員會の組合代表委員は、委員會をポイコットして脱退してゐたので委員會と

しての修正はされず、結局經濟安定局長官の命令によつて是正されたのであつた。

一一

他方、合同勞働政策委員會は、國防動員計畫の基本的政策に不満を拘っていたので、二月廿八日聲明を發表し、賃金安定委員會のみならず、其他の政府統制機關からも勞働代表の引揚げを斷行した。勞働者の不満の原因は、國防政策を決定する最高機關に勞働代表の参加が認められていないため、物價や家賃の統制が完全に行われていないのに、賃金統制のみが嚴格に實施されるのは、勞働階級の犠牲があまりにも不當であるといつた。従つて合同勞働政策委員會は、賃金安定委員會が單に賃金の統制のみならず勞使の紛争の解決に對しても權限をもち、且つ統制に當つては現存勞働協約を承認すると同時に、安定政策が現存の賃金の不平等を是正するような弾力性をもつべきであつて、かかる委員會の要求が承認されるならば、統制諸機關に組合代表を復歸させる用意のあることを明かにした。

そこでトルーマン大統領も組合側の協力無しには國防計畫の遂行が不可能であるとし、遂に組合の要請を容れ、動員計畫決定の最高機關に組合代表の参加を承認した。即ち勞、資、農、一般の各階層より選出された夫々四名ずつの代表者を以つて構成される、全國動員政策諮問委員會 (National Advisory Board on Mobilization Policy) を組織し、これを動員計畫に關する最高機關として四月八日發足させたのである。合同勞働政策委員會は、AFLのグリーン及びミニー、CIOのマレー及びルーサーの四名を勞働代表として上記諮問委員會に参加させることとし、全國動員政策の發足に先立つて三月廿一日合同勞働政策委員會の召集により約千名の組合指導者がワ

シンントンに集合して、動員計畫に對する公平な代表制度、及び平等なる犠牲を基調とする、次の七つの原則を決定した。

① 一九五一年六月三十日に失効する國防生産法を少數者の利益でなく、國民全體の利益を目的とするよう修正すること。

② 簡明にして強力なる物價統制を實施すること。國家緊急事態を利用して利益を得ることは、何人といえども許さるべきでなく、又農民に對しては、バリテーター計算によつて公平なる收益を保障すべきこと。

③ 弾力性ある賃金安定政策を實施すること。再編成された賃金安定委員會への參加決定は、六月卅日又は新國生産法の規定が決定される迄とすること。

④ 住宅の増築及び家賃統制の強化を促進すること。

⑤ 犠牲を平等ならしめる如く租稅構造をも修正すること。

⑥ 任意的方法により民間勞働力問題の解決を畫ること。

⑦ 國民の凡ゆる階層を平等に國防動員計畫に參加させることにより、一般の信頼と支持を繼續させること。

以上の如き原則に基いて組合例はトルーマン大統領と交渉の結果、ある程度 of 了解を得たので、動員計畫に對する、大統領の直接諮問委員會への正式參加に同意したのである。

一九五一年四月廿一日、賃金安定委員會が三者構成による委員數九名から十八名に増員再編成され、委員長にはベルシルヴァニア大學のテイラー教授が任命された。この新賃金安定委員會は經濟安定局長官の指揮の下に賃金問題の處理のみならず、更に大統領の要請又は當事者の要請に應じて、國防産業に於ける賃金以外の爭議の解

決に對しても、勸告をなす權限を附與された。

一方、物價統制が嚴重に行われなかつたため、物價が急激に上昇したので、組合側からの賃金引上要求と同時に、經營者側からも軍需産業に要求される十分な勞働力を誘引するためには魅力的な高率賃金を支拂らねばならぬというので、賃金の引上げが要求された。そこで新賃金安定委員會は、最初に決定した一割の賃金引上げの枠を嚴守することは、諸種の實情に照らして到底不可能となり、五月には肉罐詰勞働者に對する一時間十一仙の引上げを承認し、又自動車工業に於けるエスカレーター條項も承認した。更に一月二十六日以前に締結された所謂改善要素條項も承認、一割の枠を越えた引上げが例外的に認められることとなつた。改善要素條項に關する賃金安定委員會の公聽會に於て、ジエネラルモーターズ及び自動車勞働組合は、生産性の向上による賃金の引上げはインフレ的惡影響を齎らさないことを特に強調した。

更に六月には造船業に於ては二カ年間全然賃金の引上げが行われなかつたため、賃金統制令適用の基率時期に相違があるという理由で、造船工に對する十五%の賃金引上げを承認した。又軍需産業に必要な十分の勞働者を確保するという意味で、レパブリック航空會社に對しても一割の枠外の引上げが承認された。

三

かくの如き非常事態の中に一九五一年六月卅日を以つて失効する國防生産法を更に繼續さすべきか否かの問題が新らしく生じ、トルーマン大統領は國防生産法を更に修正強化するよう議會に要望した。かかる統制に對して全般的に産業界の代表者は反對であり、勞働陣營に於ても炭坑勞働組合長ルイスや大工組合長ハッチソン等はこ

れに反對したが、合同勞働政策委員會に加盟している組合代表は統制強化の必要を説き、事變に對する犠牲を、國民各階層が平等に負擔すべきであることを再び強調した。議會で國防生産法の改廢が問題となるに及んで、經濟安定局長官ジョンストン氏及び賃金安定委員會委員長テイラー教授は、賃金安定委員會が爭議に積極的に干涉する意圖をもたないこと、飽く迄もタフト・ハートレー法の規定に基く團體交渉、斡旋、調停等によつて解決に全力を注ぐべきであることを議會の同法調査委員に對する證言で明かにした。

このようにその改廢を云々された國防生産法は、六月末一應漸定的に一ヵ月延長されることとなり、更に七月末には一九五二年六月卅日迄の十一ヵ月間の有効期間をもつ新國防生産法が上下兩院を通過したのであるが、この頃には休戦の見透しも明るくなり、インフレの差迫つた危険も薄らいだため、同法の内容に於て統制が大幅に緩和されることとなつた。そこで合同勞働政策委員會は同法案の成立を阻止するために大統領に拒否權の發動を要請した。しかし大統領は一ヵ月の有効延長期間も接迫していたため「新國防生産法が物價及び生計費の上昇がある程度許容しているので、賃金もこれに調節することを認めなければならない。吾等は企業に高率利潤を支拂うために、勞働者に生活水準の低下を強要することは出来ない」との聲明を發表し、同法に早急に修正の必要があるとの條件を附して署名した。

大統領は過ぐる四月廿六日國防生産法の延長を議會に要求したが、彼は同法の統制力を更に強化することを要請したのであつて、彼の要請した條件の中、議會が拒否したものは、不可欠なる材料施設を生産するため國有軍需工場の建設並びに運営、企業、地代の統制權、商品取引所に於ける投機的取引の統制及び農産物のパリティ計算方法の單純化等であつた。

一九五一年の國防生産修正の最も重要な點の一つは、物價のロールバックスを制限し最高價格の計算方法を緩和した、所謂ケープハート修正であつた。從來物價安定局が物價の引上げを考慮する場合、一般に事變以前の一定基準的の物價に、原料費及び勞働費の直接的經費の増額のみを考慮し、間接費の増額は全然考慮しなかつた。然るに修正法は費用の概念を擴大して大統領が不當と認める場合を除いては、原料及び直接間接の勞働、工場、販賣、廣告、事務所等の諸經費、その他凡て生産、分配、交通、管理等の諸費用を包含することとなつた。

物價統制の他の緩和規定は所謂ヘルロング修正であつて、これによると卸賣商人及び小賣商人は、今後彼等が一九五〇年五月から六月、即ち事變前に慣習的に得ていた利鞘を認められることとなつた。又連邦準備銀行理事會の消費者信用に對する統制が緩和されたことは、インフレ統制議論の逆行を意味するものであつた。家賃の統制は繼續され、又統制の範圍も擴大されたが、連邦政府の統制下に於ては、一九四七年六月卅日現在の家賃の二割引上げを認められ、更にサーヴィス及び改善が加えられた場合、それに對する相當額の引上げも認められることとなつた。従つて舊家賃統制法の下に置かれていた家屋單位は、約六百七十萬個あつたが、全般的には家賃統制も大幅に緩和された。

この修正法によつて新たに中小軍需工場管理局 (SMALL DEFENCE PLANTS ADMINISTRATION) が大統領の直屬機關として設置された。この軍需工場管理局設置の目的は、中小軍需工場に對する復興金融會社からの融資及び軍需生産の下請の斡旋、技術的援助等であつた。

賃金安定委員會が賃金を物價にリンクするためエスカレーター條項を繼續的に承認する方針を採用したので、組合は勞働協約にエスカレーター條項の挿入を經營者に要求し、その結果同條項の適用を受ける勞働者は三百萬

人に達するに至つた。更に賃金安定委員會はエスカレーター條項を未だ勞働協約に締結していない組合には、實質賃金を維持するために同條項の挿入を許容すべきであると、ジョンストン經濟安定局長官に勧告した。委員會は更に慣習的に行われて來た賞與、勤務成績、勤務年間に應じ、同一職階内部に於て實施する賃金の調節及び獎勵金、又は出來高拂い賃金の引上修正等を認めたが、それにはかかる賃金の引上を理由として、物價引上げの申請をしても許可しないことを條件とした。又有給休暇、有給休日、賞與、出勤手當等の基準外賃金は一割の枠内に於て認められた。

朝鮮事變勃發後組合の代表機關として重要な役割を演じた合同勞働政策委員會は、八月AFLの脱退によつて勞働階級代表機關としての機能を失うに至つた。八月廿八日に開催された合同勞働政策委員會の席上AFL會長グリーン氏は、AFL執行委員會は九月のAFL年次大會に同委員會からの脱退を勧告すると發表し、その理由として同委員會は一時的に組織されたもので、大體に於て既にその目的を達成したと附言した。併し、AFLとCIOとの合同に關しては、更に兩者の間に於て交渉を再開すべきであると提案した。これに對しCIOは合同勞働政策委員會の如き勞働階級全體の機能的統一體は、單に國內問題のみならず國際的問題に對する協力機關としても極めて重要である點を指摘したが、AFLの協力を得るに至らなかつた。かくて合同勞働政策委員會はその機能を喪失したのみならず、AFLとCIOとの合同問題もその後何等の進展を見ていない。

四

朝鮮事變下に於ける最も大なる罷業は鐵鋼罷業である。米國合同製鐵勞働組合は、一九五二年十一月十五日十

六日の二日間に亙り、ユニオン・ジャージー州アトランティック市で開かれた年次大會に於て、賃金の引上げ、保障賃金制度、ユニオン・シヨップ制、福祉關係費の増額等を含む約二十二項目の要求條項を決定し、二十七日から製鐵會社と協約更新の交渉に入つたが、會社側は組合の要求を全面的に承認すれば、一時間當り五七仙の勞働費の増額となり、鐵鋼價格が物價統制令によつて抑えられている現状では到底これを受諾することができないと拒否したので、組合は一月一日を期して罷業に入る旨通告した。

事態の重大性に鑑み、調停に乗り出した連邦調停斡旋局長サイラス・チン氏の斡旋も失敗に歸し、交渉が愈々暗礁に乗り上げたため、トルーマン大統領は賃金安定委員會に問題の解決を要求し、他方組合に對しても罷業の停止を要望した。組合側もこの大統領の要請を諒とし、一九五二年一月一日午前零時を期して、開始を豫定されていた罷業を、二月廿四日迄延期することとした。賃金安定委員會から選任された。六名の委員からなる鐵鋼爭議調停委員會は公聽會を開き、慎重審議の結果、三月十三日調停案を賃金安定委員會に報告した。かくて勸告案が作成される迄同委員會の要望によつて組合側は罷業開始時期を再三延期したのであつた。

三月廿日賃金安定委員會の提示した鐵鋼爭議調停勸告案は、エスカレーター條項、生産量の上昇に對する分配、有給休暇、有給休日、日曜勞働に對する特別手當、午後深夜等の交替時に對する特別勤務手當、北部工場及び南部工場に於ける地域的賃金差の縮小等で、これ等合計で基本賃金に於て一時間一七・五仙、福祉關係費に於て本年度一時間五・一仙、明年度三・二仙、總計一時間當り二五・八仙の賃金引上げであつた。更に勸告案はユニオン・シヨップ制を全面的に承認していた。

賃金安定委員會は賃金引上げの根據として、鐵鋼組合は一九四七年以來全面的な賃金の改訂を行つておらず、

又一九五〇年以後の物價騰貴に對しても調整を行つていない點を強調し、従つて鐵鋼勞働者の賃金引上げは賃金引上げの遅延を取戻すに過ぎず、又福祉關係費の手當は、米國の他の産業に於て既に實施されている慣行を、採用するに過ぎないことを強調した。

組合側は直ちに委員會の勸告に對し受諾の回答を與えたが、會社側は賃金の點に關してはある程度の歩み寄りを示しつつも、ユニオン・ショップ制その他の點に關しては強硬に反對し、委員會が經濟問題以外の點に關しては管轄權を持たないことを主張し、特に公益代表が裁定に當り一方的に組合側に加擔した點を非難した。會社側は特に勞働省勞働統計局の消費者物價指數(CPI)及び賃金統計等を引用して、鐵鋼勞働者の賃金は消費者物價指數の上昇に遅れておらず、又他産業に於ける賃金と比較して決して劣つていないこと、更に賃金の引上げは鐵鋼の價格引上無しには實施出来ないのも、もしこの裁定が實施されるならば、基礎産業である鐵鋼價格の上昇が他の物價に及ぼす影響は必然で、悪性インフレを齎らすといふのである。これに對し組合側は統計的數字を以つて、過去二、三年間に鐵鋼會社が莫大な利潤を擧げているにもかかわらず、賃金に支拂われる割合は反つて減少している事實を指摘し、利潤の一部を割くことによつて賃金の引上要求を十分に賄い得るのであつて、インフレ的悪影響はないと反論した。この利潤の一部を賃金に廻すことによつてインフレを防止し得るといふ主張は、ネーサン報告以來CIOが一貫して賃上げに使用している理論的根據であつた。

國防動員長官ウィルソン氏はその後三月末辭任したが、委員會の勸告した賃金を支拂うには鐵鋼價格の大幅引上げを認めなければならぬと聲明した。他方物價安定局長官アーノール氏は、朝鮮事變の勃發した一九五〇年六月から、一九五一年七月二十六日迄の期間に於ける、生産費の上昇を補うための價格の引上げを承認

した。ケープハート修正法の下に於て、順當り二弗乃至三弗の鐵鋼價格の引上げは可能であるが、それ以上の引上げは困難であると述べ、又トルーマン大統領は、現在の鐵鋼會社は高率利潤を擧げているので、鐵鋼價格の引上げを行わずに賃金の引上げが可能であると言明し、組合の主張を支持した。

その後會社側はある程度の歩み寄りを見せたが、組合側は満足せず、賃金安定委員會の裁定と同一條件を會社側が受諾しなければ罷業に入ると言明したので、トルーマン大統領は四月八日ラジオを通じて、罷業を阻止するために鐵鋼工場の接收も止むを得ぬと發表し直ちにこれを實施した。これに對して會社側はトルーマン大統領の鐵鋼工場接收は不法行爲であるとして裁判所にこれを提訴した。

連邦裁判所、パイン判事は、トルーマン大統領の工場接收に對し、四月二十九日違憲の判決を下した。そこで組合側は直ちに罷業命令を出したが、連邦控訴裁判所は、大審院の當該事件に對する最終判決の下る迄、パイン判事の命令を停止すると判決を下して、製鐵工場の國家管理を恢復させ、他方組合もトルーマン大統領の要請に基き罷業命令を取消した。工場が國家管理中に政府による賃金引上げ、勞働條件の改善を強行されることを怖れた會社側は、控訴裁判所に政府の命令による賃金引上げ差止命令を請求したが拒否され、大審院は最終判決の下る迄政府による勞働條件の變更を禁じた。

事件の重大性に鑑み、大審院としては異例の急速度をもつて審議を進め、六月二日大審院は、パイン判事の判決を支持し、六對三の多數で製鐵工場の接收に違憲且つ非合法の判決を下した。

商務長官ソーヤー氏は、即日接收工場を會社側に返還し、組合は直ちに罷業に入つた。罷業突入の六月五日から、勞使代表はワシントンに於て會談し、九日には會社側代表が經濟的要求に對してはかなりの讓歩を見せたが

ユニオン・ショップ制の要求を拒否したため交渉は再び決裂した。トルーマン大統領は議會に製鐵工場接收法の制定を要請したが、上院は逆にタフト・ハートレー法の國家非常事態に於ける條項を發動すべきことを要求した。トルーマン大統領は組合に對し、既に四回も罷業の延期を要請し、タフト・ハートレー法に規定する八十日間以上組合をして自發的に罷業を延期させているので、これ以上タフト・ハートレー法を發動することは不可能であると考へた。

かかる長期間に亙る鐵鋼罷業が國防生産に與える影響の重大性に鑑み、大統領は、一方選抜徴兵法の規定に基き製鐵工場の接收を研究すると同時に、自ら調停に乗り出し、遂に五十四日間に亙る罷業は七月廿五日、會社及び組合によつて一九五四年六月三十日迄の、二カ年の有効期間をもつ勞働協約（但し賃金に關しては一カ年後に再交渉權條項）に調印され解決を見た。

解決條件は最低の職階級に對し、一時間一二・五仙、全職階級平均一六仙の賃金引上げを、三月一日に溯及して支拂ふこと、交替制賃金差を午後即ち第二交替時に對しては四仙から六仙に、深夜即ち第三交替時に對しては六仙から九仙に夫々引上げること、南北兩地域に於ける工場の賃金地域差を十仙から五仙に引下げること、一年六日間の有給休日、休日勞働に對する二倍賃金率の支給、十五年以上勤続者に對する三週間の有給休暇等が賃金に關する主要なものであつた。賃金及び福祉關係費は一時間當り二五仙の勞働經費の増額となると會社側では計算している。全交渉期間を通じ最も大きな問題となつたユニオン・ショップ制に關しては、組合員たることは雇傭の必要條件としない。即ちこれ迄の非組合員は組合加盟を強制されず、新雇傭者は雇傭の際組合加盟を申込みねばならないが、一カ月以内の後半に會社へ書面通告することによつて脱退することが出来る。尙現組合員も協

約締結後一カ月の後半に於て脱退することが可能である。かかる條件は、現在米國鐵鋼勞働者約六十萬人中組合に加盟しているのが九二%で、前協約期間中脱退した者が僅かに十數名であつた事實に徴しても、組合として左程重大な影響はない。以上の如きユニオン・ショップ制の諸條件は、會社側の主張が相當實現されてをり、組合側としてはかなり不利な條件といわねばならない。しかし、賃金に於て大幅の讓歩をした會社側は、かかる賃金條件を實現する交換條件として、炭素鋼一噸當りの最高價格に對し五弗二十仙、凡ゆる種類の鐵鋼平均五弗六十仙の價格引上を獲得した。この噸當り五弗二十仙引上げの内譯は、ケーブハート修正法の下で、一九五〇年六月から一九五一年七月二十六日迄の期間に於ける物價上昇による生産費増加を補う費用として二弗八十四仙、五月二日實施された運賃上昇を補う費用として一噸當り七十仙であるが、これは何れの産業に於ても一樣に引上げを承認されるものであるから、賃上げの代償として特に承認された部分は、僅かに噸當り一弗六十六仙に過ぎないと會社側は説明している。

五

大統領の製鐵工場接收に對する大審院の判決(The Youngstown Sheet and Tube Co. et. al. v. Charles Sawyer, U. S. Sup. Ct. June 2, 1952) は大統領の行政權に對する制限として重大な意義をもつものである。大審院は一般的に大統領の權限を包括的に規定することは問題が特に重大であるために避けて、製鐵事件に對する大統領の權限のみに極限しようとした。しかし問題の性質が複雑であり、且つ微妙であるため、多數判決に賛成した六名の判事が個別的に判決文を書いてゐる。

それによると裁判所による差止命令の承認は、原則として、財産に回復し得ない損害が加えられ、又は損害補償の法的救済手段の排除している場合のみを條件とするものであるが、政府による製鐵接收は會社の財産に回復し得ない損害を與えず、又損害を與えたにしてもこれを十分補償する法的救済方法が存在しているので、憲法以外の根據に基いて、地方裁判所は、豫備的差止命令を、拒否し得た筈であるという政府の主張に對し、多數判決を代表してブラック判事は、製鐵會社が行政裁判所に於て損害賠償を回復し得たか否かは疑問であり、更にこれら企業の政府による接收及び管理は、必然的に損害の評価が全然不可能でないにしても極めて困難であるという問題を、現在並びに將來惹起すると反駁している。従つて地方裁判所が大統領の接收命令の憲法上の效力に關して違憲の判決を下したことは妥當であると地方裁判所の判決を支持している。又憲法上の問題に關してブラック判事は、大統領の接收權は議會の立法、あるいは憲法の條文に依るものでなければならぬが、憲法にも成文法にもかかる權限は大統領に附與されていないとし、特にタフト・ハートレー法を議會で審議中、大統領に企業の接收權を與えんとする修正案が否決された事實を指摘している。

次に大統領の接收は、陸海軍總司令官としての權限に基くものであるという政府の主張に對し、ブラック判事は私有財産の接收は國家の立法者の任務であつて、軍部當局の任務ではなく、憲法は明かに議會に立法權を附與しているので、大統領は單に立法に對し、勸告並びに拒否を行う權限を有するに過ぎないと反駁している。

更にブラック判事は、大統領の權限に附する制限は平時に於ても非常時に於ても同様に適用さるべきものとであると述べ、製鐵工場を接收する大統領の非常大權を、國家緊急非常事態の存在により、理由づけようとする政府の意圖を全く否定した。

このように大統領は明確なる成文法上の権限なしには、國家緊急非常事態といえども行動する権限をもたないとする多数判決に對し、少数判決を代表するウインソン主席判事の主張は、大統領の行動は現實の事態に照して判斷されなければならない。過去に於て大統領は國家の緊急非常事態に對處するため、少くとも議會が何等かの行動をとる迄、既存の立法計畫を遂行するために非常大権を發動した前例が幾多存在する。鐵鋼事件に於てトルーマン大統領は接収と同時に議會に對處を要請しているのであつて、この場合に於ける大統領の行動は決して無理なる行政權の行使と非難されるべきものではない。特に米國は現在朝鮮事變を始めとして、世界各國に對し重大な公約をなしているのであつて、鐵鋼罷業がこれらに重大な支障を來すことを怖れた大統領のかかる措置は、緊急非常事態に對處するためにとられた非常手段で、成文法に明確な規定のない場合は憲法の下で當然大統領に認められている権限である。かかる意味に於て大統領の官職を、單なる給任的なものとする多数判決に同意し得ないといふのである。

勿論、多数判決と雖も、國家緊急非常事態に於ける、大統領の特別行動迄も、絶體的に排除するといふのではない。事實、多数判決に賛成したバートン判事は、吾等は破局的な國家緊急非常事態に對處する、大統領の憲法上の権限が如何なるものであるかの問題には直面していないと述べている。従つて、バートン判事の見解によれば、少数判決との相違は國家緊急非常事態に對する認識の相違となるが、ブラック判事は如何なる非常事態に於ても大統領の製鐵工場接収は違憲であるとしてゐる。しかし、非常に強力な大統領が超非常事態に直面するならば彼の行動は、トルーマン大統領が或る一定の條件の下に於て、製鐵工場の接収に違憲の判決を下されたことによつて拘束されないであろうとするものもある。要するに問題は、この大審院の判決が、將來大統領の権限に、

如何なる影響を及ぼすかにあるが、このヤングスタウン對ソイヤール事件は、大審院が再びこれを修正するか又は否決しない限り、大統領の權限に關する、最も重大な判例として残ることは否定し得ない事實であろう。

六

本年七月一日より效力を發生した一九五二年度新國防生産法は、ある程度の修正を見ることとなり、賃金及び物價の統制は來年四月卅日迄、家賃の統制は本年九月末日迄延長された。又賃金統制機關である賃金安定委員會は改組されて、勞使の紛争解決機關としての機能を失い、單に賃金安定機能のみをもつ機關となつた。委員會の機構は従來通り勞使公益の代表三者構成であるが、大統領の委員任命には上院の承認を要することとなつた。又經濟安定長官の發令する安定政策並びに規則の立案勸告の任務を附與されてはいるが、これにも統制機能に幾多の變更が加えられることとなつた。

即ち修正法に於ては農業勞働者、八名以下の勞働者を使用する小企業、ボーリングアレー従業員等は統制から除外され、又一時間一弗以下の賃金所得者に對する賃金統制も撤廢された。その結果農業勞働者數三百萬、約二百萬の小企業體に雇傭される約五百二十五萬人の勞働者が、賃金統制外に置かれることとなつた。但し、小企業に於て統制撤廢された結果、著しく賃金安定に悪影響を及ぼす場合は、大統領の權限により再び統制の枠内に入れることが出来ることになつてゐる。

又修正法の下に於ては、俸給安定委員會に法的權限が與えられ、タフト・ハートレー法に規定されている監督者の俸給に對しても管轄權が附與されたが、技術者、建築技師、會計士等の俸給統制は撤廢した。

トルーマン大統領は、修正法に署名した翌日、修正法は賃金、物價、従つて經濟の安定を齎らす統制機能を、著しく弱體化した、もし、議會が、軍需工場に於ける勞使紛争の解決により、有效な方法を持つてゐるならば、それを立法として制定すべきであるという聲明を發表した。

かくて物價の統制機關にも、非常な修正が加えられ、特に食糧の二割を占める果物及び野菜に對する統制が撤廢され、その他の商品に對する統制も大幅に緩和された。従つて家賃に對する統制も、特定の軍需工場地帯を除いては大幅に緩和され、連邦準備銀行の消費者信用統制、住宅信用統制も緩和された。このような賃金物價に對する統制の緩和はインフレに益々拍車をかけることとなり、物價は急激な上昇過程を辿るに至つた。

七

朝鮮事變下に於ける組合運動は、AFL、CIOその他獨立組合相互間に、強力な協力關係を確立させ、その勞使關係並びに政治經濟に重大な影響を及ぼした。このように組合が國家政策の方向及び政策運営の決定に重大な影響を與えるためには、組織勞働者のより密接な有機的協力組織が必要であり、この方向への最も重要な動きは一九五〇年十二月、AFL、CIO、國際機械工組合、鐵道従業員組合の間に組織された合同勞働政策委員會であつた。合同勞働政策委員會は、國防動員の最高政策決定に、組合代表を參加させるべきであることを、強く政府に要望し、トルーマン大統領をして全國動員政策諮問委員會を組織させ、これに組合代表を參加させることに成功したのであつた。又國防生産法の修正に當つても、組合の意向を強く議會に反映させ、政治諸機關への、勞働代表の選擇、その他勞働組合相互間に於ける情報交換機關としても重要な役割を演じたが、昨秋AFLの脱

退により全くその機能を喪失した。

組合代表が、政府の各種行政機關に参加することは、既に第一次及び第二次大戰當時からある程度まで實施されてきたが、このことは朝鮮事變に依つて一層強化されるに至つた。

法規の實質的効力は、これを實際に運用する行政官吏の法解譯、又は自由裁量によつて重大な影響を受けるもので、この意味に於て、動員關係の政府各種行政機關に、組合代表が多數参加するに至つたことは、國防生産法の行政を勞働大衆に有利ならしめるという重大な意義があるのである。

即ち過去第二回の世界大戰中、戰時勞働委員會の政策が、組合組織、賃金、その他の勞働條件に重大な影響を與へたことは周知の事實であるが、今事變に於ては賃金安定委員會がこれに代つたのであつた。

既に勞働組合法によつて組合が法認されている現在では、組合保障の問題は、第一次大戰に於ける如く重要な問題とはならなかつたが、紛争の中心點は何といつても賃金にあつた。従つて賃金安定委員會の賃金政策は、常に賃金の地域差の縮少、及び各種産業間の賃金差の縮少、同一産業内に於ける職階級相互間の賃金の不平等の是正、福祉關係費を普及することによつて賃金の幅を縮少すること等がその主なものであつた。

しかし、賃金安定委員會が、組合の賃金に關連して今事變下に新たに直面した問題に、生計費に比例して賃金をスライドし、勞働者の實質賃金を確保しようとする、所謂エスカレーター條項と、勞働の生産性上昇に伴う賃金の定期的上昇を規定する所謂改善要素條項とがある。エスカレーター條項は、物價が一定水準以上上昇した場合、賃金に關する交渉の再開を、協約に規定すると同様に、何れも勞働者の實質賃金を擁護しようとするものであるが、この場合經營者側に於ける生産性の上昇による生産費の低下を伴わないならば、經營者は物價を引上

げなければならず、かかる物價と賃金との悪循環は悪性のインフレを齎らす危険性がある。これに反し、生産性の上昇に伴う改善要素條項は、必ずしも悪性のインフレを齎らす危険性がない。何故なら、労働者は改善要素條項に基き、年々彼等の生活程度を上昇させることが出来るので、生産方法の改善に積極的に協力し、その結果は益々生産性を増大するし、又改善要素條項に基く賃金の引上げは、現實の生産性の上昇よりも低いことを原則とするからである。更に又改善要素條項を労働協約に規定するならば、労働者の移動を防止し、従つて未経験労働者を使用することから齎らされる労働生産性の低下を容易に防止することが出来る。勿論改善要素條項に基く賃金の引上げが、現實の生産性の上昇を超えるならば、物價の上昇を來たし、従つてインフレ的危険を伴うこととなるので、賃金の引上率は常に生産性の上昇率の範囲内に止めるよう、特に注意しなければならない。

第二世界大戦中、戦時労働委員會がインフレ防止のため、基準賃金の引上げを禁止したことは、組合をして基準賃金以外の所謂福祉關係費の増額に主力を集中させることとなり、今事變もこの傾向は顯著であるが、このように労働協約に福祉關係が挿入されるに至つたことは、經營者が組合と共同して労働力の保全及び補修に努力を示すことを意味すると共に、労働者が個人的保障をより強力に要求するに至つたことを示すものである。このように福祉關係費の増大は労働力とインフレに重大な關係を來すこととなる。

事變勃發により労働に對する需要が激増し、労働力が不足したため、平時に於ては當然退職すべき老年労働者の労働市場への動員が計畫された。しかし、かかる老年労働者を使用する場合は、退職後に於ける養老年金制度を考慮しなければならぬが、養老年金を支給するには特定工場、事業場に一定期間勤務することを條件とするのが一般の原則とされているため、このことは戦時によく要求される、軍需工場への労働の急速な移動性を妨げ

るといふ、勞働力需給調節上の難問題を惹起するのである。

さて、福祉關係費の増額が直ちにインフレを齎らすか否かの問題であるが、勿論、福祉關係費中特に疾病保險、傷害保險、生命保險等は、主として疾病、傷害、死亡等の事故が現實に起つたときに支拂われるものであり、かかる事故は一般に同時的に起るものではないから、インフレ的惡影響を與えることなしに勞働者に保障を與えるものであると考えることが出来るが、保險金として積立てられた莫大な基金の運用如何によつては、インフレ的惡影響があるともいえるのであつて、そこに保險金の使用に對する嚴重な統制の必要があるのである。この賃金引上げとインフレとの關係こそ朝鮮事變下に於ける鐵鋼罷業の論争の中心點であつた。會社側は賃金の引上げは鐵鋼價格の引上げなしには不可能であり、引上げればインフレを助長するとして譲らず、組合側は鐵鋼會社が事變によつて莫大な利潤を擧げていることを指摘し、その利潤の一部分を賃金の引上げに充當するならば、インフレ的惡影響はないと主張し、それは同時に國民所得の分配をより平等化する効果をもつものであるとして譲らなかつた。

このように勞使の賃金交渉が、國民所得、完全雇傭、インフレーション等との關連に於て進められるようになったことは、勞使が單なる經濟力的の關係よりも、經濟理論によつて解決をみようとする一つの進歩で、經濟的理論の裏付けによつてのみ世論の支持が得られると考えるようになったからである。

政府が鐵鋼罷業の防止に當つて、製鐵工場を接收したことに對する、大審院の違憲の判決は、大統領の獨裁權に對する抑制であるとともに、憲法に保障された私有財産權不可侵權原則の再確認とみる事が出来る。

法延闘争に於ける敗北により、組合の主張を、終始支持したトルーマン大統領が、遂に會社側と妥協して、賃

金引上げの代償に鐵鋼價格の引上げを承認したことに對しては、なお多くの問題を今後に残すものといわなければならぬ。前述した如く第二次大戦では物價統制が完全に行われたため、一九三五年から三九年の五カ年平均の物價指數を一〇〇として、一九四五年の終戦には指數一二八・六と四カ年間の戦争を通して物價の騰貴を三割以下に抑えることが出来たのであるが、今事變に於ては、動亂の勃發した一九五〇年六月の指數が一七〇・二であつたものが本年六月には一九一・一と既に二割以上の上昇を示しているのを見ても、特に鐵鋼の如き資本財の價格引上げは消費財物價に重大な影響を及ぼすことは必然で、今後の勞働攻勢とインフレ對策は、米國の重大問題となるであらう。(一九五二・一〇・二五)